平成２２年（フ）第３７号
大分市大字寒田658番地の８　県営１Ａ３―17
債務者　甲斐　滿子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
長野県諏訪郡原村5387番地１
債務者　堀内　治作
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　正道
4　破産債権の届出期間　平成22年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７号
長野県諏訪郡原村5387番地１
債務者　堀内千穂子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　正道
4　破産債権の届出期間　平成22年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２７１号
北海道小樽市稲穂１丁目１番12号、前住所北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120番地27
債務者　小口　一美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　賢一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６号
新潟県佐渡市千種81番地
債務者　渡辺富美雄
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１６７９号
広島市東区牛田東２丁目12番43―206号
債務者　池田　隆美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９号
大分市大字政所2950番地の４
債務者　原山　栄一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４４４号
山形県東根市若木二条通り４―11―111号　テニメントハウス若木
債務者　酒井　直人
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
山形県東村山郡中山町大字長崎4123番地１
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
山形県東村山郡山辺町大字三河尻274番地
債務者　高橋　純也
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
山形県村山市楯岡新町３丁目26番38号　コーポジュラブリ203、前住所山形県東根市神町南２丁目５番15―114号　バーディハウス２号
債務者　工藤　正春
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１２号
名古屋市名東区名東本通５丁目１番地　メゾン山の神305号
債務者　吉田あけみ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１号
静岡県富士宮市万野原新田3420番地の３、前住所静岡県駿東郡清水町長沢766番地の１　セジュール766―102、前々住所静岡県富士宮市万野原新田3420番地の３
債務者　樋口　佳世
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１２０号
富山県中新川郡立山町千垣145番地
破産者　株式会社タカシマ
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所民事部